

移行期間における現場代理人又は主任（監理）技術者の 配置に係る金額要件の適用について

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の一部改正（令和5年1月1日施行）」に伴い、現場代理人及び主任（監理）技術者等の兼任に係る金額要件について、見直しを行いました。

※ 下表の各事例におけるA工事及びB工事を兼任する場合の金額要件適用の考え方は、次のとおりです。

主な事例	12月31日以前に 公告された工事を受注	1月1日以降に 公告された工事を受注	兼任の 可否	金額要件
事例 1	A工事 3,400万円 B工事 3,400万円	—	可	改正前の金額要件 (<u>3,500万円</u> 未満) を適用
事例 2	A工事 3,700万円 B工事 3,400万円	—	否	
事例 3	A工事 3,700万円	B工事 3,700万円	可	改正後の金額要件 (<u>4,000万円</u> 未満) を適用
事例 4	A工事 4,300万円	B工事 3,700万円	否	
事例 5	—	A工事 3,700万円 B工事 3,700万円	可	
事例 6	—	A工事 4,300万円 B工事 3,700万円	否	